

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
香取市
- 2 構造改革特別区域の名称
香取市どぶろく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
香取市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

本市は、東京都心から直線で約 70km、県都千葉市から約 50km の千葉県北東部にあり、成田国際空港と鹿島臨海工業地帯の中間に位置している。東部は東庄町、西部は神崎町、成田市、南部は旭市、匝瑳市、多古町、北部は茨城県に接している。

その北部地域には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部地域は北総台地の一角を占め、山林と畑が広がっている。

また、水郷地域の象徴として、利根川、常陸利根川、横利根川、黒部川、小野川など 15 の一級河川、主要な湖沼には与田浦、さらに、自然公園として水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園がある。

市域は東西約 21.2 km、南北約 22.7 kmにも及び、面積は 262.31 km²で、県内第4位の面積を有している。

(2) 沿革

昭和の大合併に伴い、昭和 26 年 3 月 15 日には、佐原町、香取町、香西村、東大戸村が合併して佐原市が誕生し、昭和 30 年 2 月 11 日には、新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村を編入した。また、これと同じ頃、昭和 26 年 4 月 1 日には、小見川町、豊浦村、神里村、森山村が合併して小見川町が誕生し、昭和 30 年 2 月 11 日には、良文村を編入した。さらに、昭和 29 年 8 月 1 日には府馬町、山倉村、八都村が合併し、山田町が誕生した。

その後、平成の大合併に伴い、平成 18 年 3 月 27 日に佐原市と小見川町、山田町、栗源町の 1 市 3 町が合併し香取市が誕生した。

(3) 人口

本市の人口（18年度以前は、合併前の佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の人口の合計数）は、昭和45年（84,519人）以降増加を続けていたが、昭和60年（93,573人）をピークに減少に転じている。近年はその傾向が加速しており、平成17年から22年までの5年間では、約4,400人減、5.1%の減少となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口の比率が減少する一方で、65歳以上の老年人口、いわゆる高齢者人口の比率が大幅に増加し、全体として本市の人口構成は、少子高齢化が加速度的に進んでいる状況である。

(4) 農業

北部の利根川沿いの低地は、県内でも有数の水田地帯で、古くから水郷早場米の産地として知られており、良質な米として高い評価を得ている。

また、南部の下総台地は、関東ローム層の柔らかな土壌を生かしてサツマイモ、ゴボウ、ダイコン、ニンジン、サトイモなどの土物の栽培が盛んであり、温暖な気候と肥沃な土地と、自然に恵まれた香取市は、都心への重要な野菜や食肉の供給基地となっている。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足、農産物価格の下落、耕作放棄地の増加、TPP問題など、本市の基幹産業である農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

(5) 観光

日本の原風景を感じさせる田園・里山や、水郷筑波国定公園に位置する利根川周辺の自然景観をはじめ、東国三社の一つ「香取神宮」、舟運で栄えた市街地には日本で初めて実測日本地図を作成した「伊能忠敬」の旧宅（国史跡）、江戸時代から昭和初期に建てられた商家や土蔵が現在もその姿を残し、関東地方で初めて「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されるなど、観光資源は豊富で、特に近年、観光客は増加傾向にある。

しかしながら、観光客のほとんどが日帰りの通過型の観光であることから、市内に点在する観光資源を生かした回遊性の高い観光により、滞在時間の長時間化や宿泊・滞在型観光の促進を目指している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、農産物価格の下落、耕作放棄地の増加、TPP 問題など、非常に厳しい状況にある。

また本市には、自然景観や歴史的な町並みなどの観光資源が豊富にあり、観光客も増加傾向にあるが、そのほとんどが日帰りの通過型の観光であることから、滞在時間の長時間化や宿泊・滞在型観光が課題となっている。

こうした中、濁酒を地域と深く結びつけた新たな特産品に位置づけることで、農産物の高付加価値化が実現できるとともに、地産地消による農産物の消費拡大につながり、年間を通した収入につながる新たな地域資源として、継続的な地域活性化、ひいては6次産業化につながるものである。

また、濁酒に興味を持った来訪者が増えることにより、観光やグリーン・ツーリズムも日帰り型から宿泊型へ移行することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、自ら作った米で濁酒を製造する農家レストラン等が増え、郷土料理の一品に加えて提供されることで、農村の魅力を向上させ、観光やグリーン・ツーリズムによる交流人口を増やすことを通して、高齢化や後継者不足等で厳しい状況にある農村地域の活性化や地域産業に寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画に基づき、濁酒の製造が平成 26 年度中に 1 件開始される見込みであり、平成 27 年度以降も本市の起業支援などの産業振興施策により、農家レストラン等の新規起業や濁酒製造を促進する。

また、濁酒に興味を持った来訪者が増えることにより、観光やグリーン・ツーリズムも日帰り型から宿泊型への移行による経済波及効果が期待される。

(1) 農家レストラン等による特定酒類の製造件数

区 分	平成 2 6 年度目標	平成 2 7 年度目標
製造件数 (累計)	1 件 (1)	1 件 (2)

(2) 香取市への観光客入込数の増加

区 分	平成 2 3 年度実績	平成 2 9 年度目標
年間観光入込客数	6 3 6 万人	7 7 4 万人

8 特定事業の名称

7 0 7 (7 0 8) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として、その他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に關与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

香取市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。